

平成 29 年 3 月  
亀有信用金庫

## 生命保険（特定保険契約）の代理店手数料の開示等について

当金庫では、お客さまにより適切な商品をご選択いただくために、平成 29 年 4 月より「保険代理店手数料の開示」および「保険代理店手数料の受領方式の変更」を行いますのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 生命保険（特定保険契約）代理店手数料の開示

当金庫が保険会社から受領する生命保険（特定保険契約）の代理店手数料を保険会社各社の同意を前提に自主的に開示いたします。

尚、特定保険契約とは金融商品取引法の行為規則の一部が準用される市場リスクを有する生命保険であり、具体的には変額保険、外貨建保険、市場価格調整機能の有する保険が対象となります。

生命保険の代理店手数料は、保険会社から販売代理店である当金庫に支払われるのもであり、お客さまから直接いただく費用ではありませんが、お客さまにより多くの判断材料に基づいて商品をご選択いただくため開示することとなりました。

#### 2. 保険代理店手数料の受領方式の変更

当金庫が保険会社から受領する代理店手数料について、保険会社各社と合意できた商品から、これまで販売時に保険会社から一括して受け取っていた代理店手数料を、コンサルティング等の対価として受領する契約時手数料とアフターフォロー等の対価として保険契約期間中に受領する継続手数料とに分けて受領する方式に変更いたします。

当金庫では、真にお客さまのためとなる質の高い金融サービスの提供の実現に向けた取り組みを引続き行ってまいります。

以 上



夢づくり、街づくり。

亀有信用金庫